

とうきょう援農ボランティアロゴマーク使用規程

制定 令和5年1月18日付4農振財農第1242号

(趣旨)

第1条 この規程は、公益社団法人東京都農林水産振興財団（以下、「財団」という。）が管理する「とうきょう援農ボランティア Web サイト」のロゴマーク（別図のとおり。）を使用する場合の取扱いに関し、必要事項を定めるものとする。

(使用目的)

第2条 財団及び財団の職員以外の第三者は、次に掲げる事項に該当する場合、ロゴマークを使用することができる。

- (1) 財団から依頼を受けてロゴマークの入った物品等を製作する場合
- (2) テレビ、新聞、雑誌等の報道機関等がとうきょう援農ボランティアに関する報道を目的としてロゴマークを使用する場合
- (3) 前各号に該当する場合のほか、財団の広報活動に資する場合であって、財団がその使用を認めた場合

(使用申請)

第3条 財団及び財団職員以外の第三者がロゴマークを使用しようとする場合は、とうきょう援農ボランティアロゴマーク使用申請書（様式1）を財団に提出しなければならない。

2 財団は前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認められる場合には、とうきょう援農ボランティアロゴマーク使用許可書（様式2）により通知するものとする。

3 財団は前項のとうきょう援農ボランティアロゴマーク使用許可書を交付する際に、ロゴマークの使用に関する条件を付すことができる。

(使用物品等の提出)

第4条 前条第2項の規程によりロゴマークの使用許可を受けた者は、使用後に遅滞なく使用物品等の現物、写真またはコピーを提出するものとする。

(使用の制限・中止等)

第5条 次に掲げる事項に該当する場合、ロゴマークの使用を禁止する。

- (1) 特定の政治、思想、宗教、募金等の活動の目的に利用されるおそれがある場合
- (2) 営利目的で使用する場合
- (3) 法令に反するおそれがある場合

2 ロゴマークの使用に関し、前号に該当すると認められるとき、またはその使用が不適切であると認められるときは、財団はその使用を差し止めることができる。

(使用許可の取消し)

第6条 財団は、第3条第2項の規程によりロゴマークの使用許可を受けた者が、次に掲げる事項に該当する場合には、使用条件の変更、使用許可の取消し、または使用物件の回収を求めることができる。

- (1) 使用許可の際に付した条件または本規程に違反したとき。
- (2) 虚偽または不正により使用申請を行ったとき。
- (3) その他財団が必要と認めたとき。

(使用料)

第7条 ロゴマークの使用料については、無償とする。

(ロゴマークに関わる権利)

第8条 ロゴマークに関する一切の権利は財団に帰属する。

(譲渡・貸与)

第9条 第3条第2項の規程によりロゴマークの使用許可を受けた者は、ロゴマークを第三者に譲渡または貸与することはできない。

(事故、苦情等の処理)

第10条 ロゴマークを使用した物品、活動等に関する事故・苦情等が発生した場合は、使用者が自己の責任の下で必要な措置を講ずるものとする。また、財団はロゴマークの使用により生じた一切の損害について責任を負わないものとする。

(その他)

第11条 本規程に定めのない事項については、財団が判断するものとする。

(附則)

この規程は、令和5年1月18日から施行する。

別図

①900×340



②240×90

